

## 議会基本条例に関する市民からの意見について

受付日	件名	内容
平成24年8月5日	議会の成果発表 毎月	議会の成果をホームページにわかりやすく発表を。各議員の成果も併せて発表を。
平成25年8月1日	1. 前文における「二元代表制」について	「それぞれの異なる特性を生かして」とあるが、「異なる特性」の概要・説明がないと各条文の内容・意図等を理解することが難しくなるので、具体的且つ丁寧にしては。
	2. 前文における「議員の役割」について	「議会は合議制の機関」とあるが、議員の役割・使命をもう少し、丁寧に説明する必要があるのでは。
	3. 議会報告会について	議会報告会は必要ないのでは。（ただし、重要且つ重大な案件の場合は必要）
	4. 通年議会について	議会基本条例に採用すべき。
	5. 目的における住民福祉の向上について	「住民福祉の向上及び市政の発展に寄与」とあるが、「市政の発展及び住民福祉の向上に寄与」の順にすべきでは。また、「住民福祉の向上」より一般的な「市民生活の向上」の方が適切では。
平成25年10月26日	議員の報酬などについて	1. 議会の開催日にあわせて日当制にすべき。 2. 議員の任期は最高でも8期とすべき。 3. 議員の定数を22とし、2議席減らすべき。
平成25年12月17日	いつまで続きますか？	すでに1年半以上が経過していますが、一向にまとまる気配がありません。まとめる意思がないように感じられます。議員定数の削減を議論した方が市民のためになるのではないのでしょうか？
平成26年2月13日	議会基本条例の制定は不要	以下の点から今回検討中の議会基本条例は必要無い。 (1) 市議会及び市議会議員が当然やるべきことを書いているに過ぎない。（このような当たり前の事が出来ていないのだとしたら市議会、市議会議員の資格無し） (2) 市議会、市議会議員のマニュアルが欲しいのであれば仰々しく条例とせず市議会、市議会議員マニュアルを作成すれば良い。

平成26年2月13日	市民の定義が必要	<p>今回の議会基本条例素案は“議会の最高規範”と位置づけるのであれば当然のことながら市民の定義をする必要が有る。</p> <p>市民＝日本国籍を持つ我孫子在住の者 市議会は選挙により選ばれた議員から構成されるので、この場合の市民は選挙権の有る市民（日本国籍の有る我孫子在住者）と特定すべき。</p>
平成26年3月13日	議会基本条例の制定に反対します	<p>1. この条例は「最高規範とする」と謳っています。国の憲法や地方自治法など上位法との関係について何も触れていないので、我孫子市議会基本条例が出来ると、市独自で何でも出来ると錯覚する人がでてくるのではないかと。</p> <p>2. 「議員定数」は議会で条例をつくって決めると謳っているが、「参考人制度、公聴会制度を活用する」としているところが、左翼の人達に有利に利用されるのが目に見えています。「参考人制度、公聴会制度を活用する」という第2項を削除するようお願いいたします。</p> <p>3. 「市長の反問権」を明記しているところは、議会改革になるから優れた箇所かと思えます。</p>
平成26年3月14日	議会基本条例案	<p>1. 議員定数「参考人制度、公聴会制度を活用する」という第2項を削除してください。</p> <p>2. 議会基本条例が日本国憲法、地方自治法のものであるということを明記してください。 市議会は間接民主主義で行われているのにこの案では一部の声高な市民による直接民主主義になる恐れがあります。</p> <p>3. パブリックコメントの前に「基本条例案」について市民に前もって情報を与え考えるようにさせてください。</p> <p>そのためには今までに出た市民の意見を編集せずそのまま「議会基本条例を考えよう」という「議会だより特別編」として自治会を通じて配布したらいかがでしょうか。新聞に折り込むのは広告と一緒に目立ち見落とすことがあります。</p>